

撃退装置等購入補助金交付事業 今年も始まります！



宮城県警察では、**令和8年6月1日（月）**から「特殊詐欺電話撃退装置等」を購入した方に対して補助金の交付事業の受付を開始します。

私は補助金の対象になるの？

補助金の対象となる方は
宮城県内に住所があり、かつ、居住している方
で、申請年度内に年齢が**満65歳以上**
の方が対象です。

どの電話機が対象になるの？

対象となる電話機は、令和8年4月1日以降に購入したもので、電話をかけてきた相手に対して「**録音をします**」等の**警告メッセージを発する機能**と通話内容を**自動で録音する機能**の2つを持つ**固定電話機**です。
または同様の機能を持つ**固定電話機に外付けできる機器**です。
詳しくは宮城県警のホームページに対象となる機器の一例を掲載しています。

補助金額は対象機器購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）で上限は**7,000円**です。申請要件や申請方法などの詳しい情報は、宮城県警のホームページ又は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 補助金の予算には限りがございます。お早めの申請をお願いします。

問い合わせ先 宮城県警察本部 022-221-7171（代表）
担当 生活安全企画課 犯罪抑止対策係（内線3034～3037）

※ 問い合わせは平日の午前8時30分～午後5時までとなります。